

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

目的

個別の支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備のために、これまでの課題を整理して小・中学校と教育委員会内の体制を整え、教育・福祉・医療・保健・労働分野等の関係機関同士の相互連携による有機的なネットワークの構築のもとに、特別支援教育と社会福祉施策・障害者雇用施策に涉る包括的な連携施策を実行する。

上記の目的を達成するための三鷹市における課題としては、ア 小・中学校教育支援学級（特別支援学級）及び校内通級教室（特別支援教室）教員の質的向上 イ 就学前療育から小学校段階への連携強化 ウ 将来の自立を目指した小・中一貫教育からのつなぎのための連携づくり等が挙げられた。

これらの課題を踏まえ、ア 三鷹市教育支援プラン2022に基づく体制整備としての総合教育相談室事業の充実を図るとともに、イ 連携支援コーディネーターを設置し、切れ目のない内支援体制整備にかかわる事業を推進させる。

成果

1 三鷹市教育支援プラン2022に基づく体制整備

総合教育相談室内の多職種連携等を中心に関係部局と連携を取り、各学校で個別の教育支援が必要な児童・生徒について、個人情報に留意しながら情報収集・集約・共有・検討を行うとともに、学校長を始めとする教員が具体的な指導と支援が行えるよう、助言等を行った。

2 連携支援コーディネーターの配置

ア 2名の連携支援コーディネーターを配置し、学校訪問事業を行い、就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制につながる義務教育段階の学校組織作りや、児童・生徒への支援体制を構築した。特に就学前の支援を学齢期の個別計画に反映させるようにした。

イ「教育支援テクニカルサポート」を作成し、教員の授業計画や児童・生徒の実態把握とカンファレンスの質的向上を目指すとともに、義務教育段階における将来の進学・就労を見通した進路についての相談を行えるようにした。

今後の取組

1 小・中学校への巡回指導 2 就学支援委員会・通級支援委員会の機能強化 3 子ども発達支援センターとの連携強化 4 多機関・多職種連携の強化 5 保護者対応・医療連携支援資料の作成

事業内容

1 支援体制図(右記の通り)

総合教育相談室内の守秘を徹底しながら各学校とそれぞれの職種が相談・支援の情報を共有し合う。クライアント中心の「相談業務」と、時にはクライアントにニーズがない状態でスタートしても支援を展開していく「支援業務」について、相談室内及び関係機関とのカンファレンスを通じて互いに合意をしながら協働を進めた。必要に応じて当事者の同意を得ながら学校及び関係機関と積極的に連携を図っていくことができた。

2 個別の指導や支援が必要な児童・生徒については、個別指導計画及び個別の教育支援計画を連携の材料として学校からカンファレンス等に提出させる。

3 連携支援コーディネーターの活動内容:①上記1. 2の円滑な進行について、学校や関係職員への助言。②的確な個別指導計画、個別の教育支援計画の作成を目指した学校教員への助言及びカンファレンス、ワークショップによる研修担当。③学校訪問で得た情報について組織的な共有への援助 右表は学校訪問回数を記した。

4 普及啓発内容:各学校、関係機関への通知と連携を通じた理解啓発が図られた。特に連携の方法を学校教員に実体験させることができた。

連携支援コーディネーターの学校訪問回数

年度	回数
令和2年度	58回
令和3年度	50回
令和4年度	49回

